

子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

1. 中間年の見直しについて

第2期子ども・子育て支援事業計画については、内閣府より「中間年の見直しのための考え方」に関する通知が発出されている。通知では、適切に見直しを行うことや保育については実績値と計画値における量の見込みに10%以上の乖離がある場合は、原則、見直しを行うこととされている。

2. 市の考え方について

今後の施設整備を検討するうえで、中間年の見直しは必要であること。また、上記の通知に基づき実績値との乖離を確認したところ、10%以上の乖離が生じていることが確認されたことから、見直しを行うこととした。

3. 計画値との乖離について

実績値と計画値の量の見込みの乖離は以下のとおり。

区分	年度	計画値①	実績値②	比較②/①
1号認定	令和2年度	1,245	1,163	△6.6%
	令和3年度	1,255	1,095	△12.7%
2号認定 (3～5歳)	令和2年度	667	770	+15.4%
	令和3年度	684	784	+14.6%
3号認定 (0歳)	令和2年度	123	100	△18.7%
	令和3年度	129	96	△25.6%
3号認定 (1・2歳)	令和2年度	498	568	+14.1%
	令和3年度	504	582	+15.5%
学童保育	令和2年度	897	691	△23.0%
	令和3年度	909	770	△15.3%

4. 見直しの手法

(1) 人口推計の見直し

令和4年度を始期とする第6次総合振興計画の人口推計（出生率1.39）を基に人口推計を見直した。なお、人口推計にあたっては、総合振興計画の人口推計と令和4年の人口を比較して補正している。

(2) 量の見込みの見直し

第2期計画では、過去の推移やニーズ調査による就労意向などを踏まえて量の見込みを行った。中間年の見直しでは、当初と同様に過去の推計、就労意向による量の見込みを行い、実態により近いと思われる考えを採用した。

就労意向による推計は、実績との差が大きく実態に即さないと判断し、過去5年間の申込み率を基にした近似値を採用した。

なお、学童保育については、国等からの通知はないが、保育と同様に乖離の確認を行い、計画値の見直しを行った。

5. 計画の見直し箇所と理由

計画上の事業名	改定理由
1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保と実施時期 (1) 認定こども園及び幼稚園[1号認定] (2) 認定こども園及び認可保育所(園)、特定地域型保育事業、認可外保育施設[2号・3号認定]	中間年における量の見込みを見直したところ、乖離が生じているため。
11 放課後児童健全育成事業(学童保育事業)	
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼稚園類似施設に通う保護者に対して給付を行う際は、見直しの際に計画上に記載するよう国から通知があったため。

6. 計画見直しに関するパブリック・コメント(意見公募)の実施

子ども・子育て支援法第61条第8項の規定に基づき、計画の見直しに関するパブリック・コメントを実施し、意見募集結果は0件であった。実施概要は別紙1のとおり。

7. 計画見直しに関する埼玉県への協議

子ども・子育て支援法第61条第9項の規定に基づき、埼玉県宛計画見直しの協議を行い、令和4年12月26日付少字第1347号で承認を得た。